

都道府県  
各指定都市 障害福祉・児童福祉主管部 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）」について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定について、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・こども家庭庁支援局障害児支援課長通知案）を厚生労働省ホームページに掲載いたしました。

内容については現在調整中であり、令和6年3月中旬を目途に発出する予定ですが、新年度からの加算取得等に係る事務の便宜に資するため、現時点の案としてお示しするものです。

また、各都道府県・市町村において障害福祉サービス事業所・施設等向けに概要や要件等を分かりやすくお伝えいただくため、リーフレットと参考資料を作成しております。併せて、本加算を活用した処遇改善の実施につきまして、下記の厚生労働省相談窓口において、障害福祉サービス事業所・施設等からのお問い合わせ対応を行います。

以上についてご了知の上、管内市町村、障害福祉サービス事業所・施設等への周知を徹底いただきますよう、お願いいたします。

○厚生労働省ホームページ（福祉・介護職員の処遇改善）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/minaoshi/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/minaoshi/index_00007.html)

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

（本件連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 評価・基準係  
電話：03-5253-1111（内線3036）